

平成27年 第12回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成27年12月22日(火)
午後3時30分～午後4時18分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員 教育委員長 三宅 義雅
委員長職務代理 山崎 裕行
委員 西 育代
委員 田中 保和
教育長 吉原 孝
4. 出席した職員 教育部長 尾野 晋一
教育監 蛇草 真也
理事兼公民館長 酒谷 敬三郎
次長兼教育総務課長 中野 佳彦
次長兼社会教育課長 井須 浩嘉
次長兼文化財課長 藤田 裕邦
次長兼図書館長 真野 繕意
スポーツ推進課長 一松 孝博
学務課参事 北井 啓司
指導課長 野間 浩一
こども未来部長 己波 敬子
次長兼こども育成課長 小林 由幸
事務局教育総務課 寺川 款
5. 議事案件
議案第45号 柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針について
議案第46号 柏原市立幼稚園の運営方針に関する運用指針について
6. 報告事項 他
7. 会議録の承認及び会議の要旨
三宅委員長： 只今より、平成27年 第12回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、田中 保和 委員、よろしくお願ひいたします。まず始めに、平成27年 第11回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気付きの点がございましたらお願ひいたします。

委員全員：（意見・異議等なし）

三宅委員長： それでは、平成27年第11回定例教育委員会会議の会議録を承認することといたします。本日の議事に入ります。本日の議事案件は2件ございます。最初に議案第45号 柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針について、指導課から説明をお願いします。

野間課長： 議案第45号 柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針について、指導課よりご説明申し上げます。議案書の2ページでございます。主に中学校部活動による就学指定校の変更制度の拡充、幼小中一貫教育における一層の連携、地域や外部指導者の参画を期待するものでございます。中学校の部活動は平成20年の中学校学習指導要領に学校教育の一貫として、教育課程との関連が図れるよう留意することとなっており、学校では部活動の教育効果が上がるように工夫した取組みが求められております。これまで各中学校で独自性を持って盛んに取組まれた部活動でございますが、生徒数の減少により教職員も減り、部活動の種類が限定されたり、新しい部を作ることが難しくなっております。そこで市立中学校の部活動を統括的に検討し、学校で特化していた部活動の在り方、指導者の充実と継続の方法、就学指定校以外での部活動への参加の可能性など様々な観点から方策を講じてまいりたいと思います。以上、簡単に説明させていただきました。ご審議いただきますようお願いいたします。

三宅委員長： 只今、指導課の方から議案第45号 柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針について、説明していただきましたが、何かご質問ご意見はございますか。子供の数が減り、それぞれの学校で同じ部活動を続けることが非常に困難になってきているという状況のもとで、既に通学区域の変更等をしながら進めてきております。今後ますますそういう状況が強くなる様なことを踏まえた上での、推進基本方針の内容であろうという様に思います。

山崎委員： これは今、言っても仕様がなにかもしれないけれど、平成27年度から、既に指定校の変更制度は採り入れられているわけで、できれば去年の段階でこの基本方針ができていて、それを受けて平成28年度から始まっていたら、とてもすっきりした形だったと、何か後追いでできた様な感じがします。また文言がこなれていないのかなと感じるところがいくつかあります。例えば、3の留意点の(3)の「外部指導者は、専門性はもとより選考の上」となっているのですけれども、何か文言が抜けているようですね。そういうことで言えば、2の目標の(1)の③のところは各学校と書いてありますが、3ページに行って3の留意点の(4)の2行目には各校とありますから、これもやはり各学校か各校という文言にして統一した方がいいかという気がします。こういうところがいくつか見受けられるので、もう一度最終的に文言の整理をされたらどうかと思います。いずれにしても部活動の活性化が教育課程の充実と関連して、子供たちの成長にとっても役立っていると、役立たせないといけないという視点でこういう基本方針を作られるというのは、指定校変更という制度を作られるとともに、とても大事なことなので大賛成です。そういう意味においても、少し手直していったらどうかと思います。あともう1点、3の留意点の(2)で「幼小中一貫教育の一貫として」とあるのですけれども、この場合の「幼」はど

うかと、「小中一貫教育」でいいのかという気もしますし、その辺りは各委員のご意見もお聞きしてと思っておりますが、私は「幼」は不要かと思っております。以上です。

三宅委員長： 文章の中での文言の少し整理をした方がいいのではないかという内容のご指摘がありました。

野間課長： 検討しまして、文章を整理させていただきたいと思っております。

三宅委員長： 例えば、今の留意点（２）のところの「幼小中一貫教育」のところの「幼」はいらないのではないかというご意見ですけれども、最初の立ち上げの時には確かに「幼小中一貫」で来ているのですが、少しその様子は変わってきていると思っております。その辺、支障がないのであれば、統一して表記すればいかがですか。

蛇草教育監： 柏原市の施策として「幼小中一貫」と銘打ってしており、その名称をそのまま使っているというイメージです。委員が言われるように小中の連携という意味で、部活動というのを狭義に捉えた場合は、それでいいかとは思いますが、施策として「幼小中一貫教育」というところで、ここには「幼」を付けさせていただいています。

山崎委員： 教育自身はそうなるだろうけれども、部活動ということていくとどうだろうかと思ったのですけれどもね。

蛇草教育監： 検討させていただきます。

三宅委員長： 他に何かご意見はございますか

蛇草教育監： 山崎委員の方からもございましたお話のようなこともあるのですが、もう一点、それぞれの学校での部活動の整理という問題が非常にあります。指定校、拠点校化をして、希望する部活動のある学校に行けるといようなことがあるのですけれども、一方で、それぞれ学校で今広がっている部活動の数を先生の数、子供の数に相応しい数にしていけないといけないということもあり、教育委員会としてもそれを応援していきますよという立場を示したいという旨もございます。今回この基本方針の決定を受けて1月にはそれぞれ学校、保護者向けに部活動の整理もしていきますよと、ご理解くださいという手紙を出していきたいと考えております。

三宅委員長： 堅下北中学校では既に剣道部の件で、保護者に手紙を出していただいていると思っておりますけれども、市全体の学校の流れとして、こういうことを検討しながら、できれば子供たちが少しでも色々な部活動に励める様な形にしていけたらというように思います。

西 委員： 外部指導者というのは何人ぐらいおられますか。

野間課長： 今、具体的な数字は把握していませんけれども、学校としては不足しているという状況はあると聞いています。

西 委員： 各部には、必ず先生が顧問としておられますね。補助という形で外部指導者がいる。先生がいないときに指導していただくということで外部指導者がいる。

野間課長： いいえ、一緒に指導するという形です。

西 委員： 外部指導者にお任せをするという形ではなくてですか。

野間課長： 必ずしも専門のある先生がそのまま顧問に就いているわけではございませんので、それを補う形で、外部指導者は1人では指導できませんので、顧問プラス外部指導者という形で部活動の方を指導しております。

西 委員 : そういうことでは、やはり抑えていかないと、先生の数が減ってくるということで、大変ということですね。お任せしておいて、顧問の学校の先生が2つの部を見るという形ではないのですね。1つの部に対して1人の先生がついておられる。

野間課長 : 必ずしも一つの部ではございません。兼務している教職員の方もいます。

三宅委員長 : 先生方の数が足りないから、必ずしもそういう形にならないだろうと思えますね。部活動とは違うのですけれども、中学校の体育授業の場合、武道というか柔道・剣道については、外部指導者がやはり入っておられるのですか。

蛇草教育監 : 授業の場合はほとんど体育の教員が指導しています。

三宅委員長 : 体育の教員が指導されている。

蛇草教育監 : その辺りについては、研修ですね。剣道の研修に、できるだけそれに参加してというようなことです。

三宅委員長 : それでは、柏原市の場合は剣道ですが、剣道をされている先生が外部から指導者を招かなくても部活動を指導できる場合もあるということですか。

田中委員 : 外部指導者については予算を取っているのですね。実際に、想定している数も集まっていないということですか。

野間課長 : 回数的に不足している学校が多いということで、何回という様に回数を割り振っているのですけれども、それでは不足している学校が多いということでございます。

西 委員 : もちろん試合とかそういうことがあれば、先生と一緒に行っていただくということですか。大変ですね。学校のクラブだけでなく、外に出る指導的なものは必要なのでね。

山崎委員 : 回数が不足しているというのは、どういうこと。予算の回数が少ないということ。

野間課長 : 予算で決められた回数があるのです。

山崎委員 : 予算が少ないということか。

田中委員 : 予算が足りない。毎週行きたいけれども、月に何回かしか行けない。

山崎委員 : 制限せざるを得ないということですね。むしろ予算を増やさないと行けないね。増やしてもらわないといけない。

三宅委員長 : もちろん専門的な知識を持った指導者がいてくれた方がいいのですけれども、予算が少ないので指導者はいないけれども、子供たちは教員の指導のもとで練習するということになるわけですね。

田中委員 : 予算化される指導員と学生のボランティアで部活動を見ているというのがあると思うのですが、学生のボランティアは結構来ていますか。その辺りはどの様なものですか。

野間課長 : 学生のボランティアが来ている学校もあるのですけれども、指導員の方が専門的ということで、固定的にクラブの方が設定できますので、学校の方では、そちらの方が役に立つかと思えます。

三宅委員長 : ボランティアとして入っていただいているのは、何人かはいるのですね。

野間課長 : おります。

蛇草教育監 : ここで申し上げている目標の(2)の外部指導者という部分は今お話のありました学生のようなOBとかで来てくれるという様な意味での外部指導者もおりますし、それともっと、例えば元プロ、或いは社会人でしていたという本当に専門的な技術を持った指導者という様な部分を想定しております。学校の先生が付け焼刃で初めて顧問になったというのが沢山いますので、特に拠点校化することによって、そのチームをとという様なその辺りも想定しての話です。ただそうなりますと、留意点で先程お話のありました(3)の「外部指導者は専門性はもとより、選考の上」と文言が抜けている様ですけども、実は人物重視というかそういった内容を書きたかったということです。

山崎委員 : 体罰をされる様なことがあっては困りますね。

蛇草教育監 : そうです。その他に顧問を上手に立ててくれる人とか、やはり学校教育の一貫としてしますので、チームを強くするだけではなく、教育の一貫として指導して下さる指導者ということになってきますと、技術だけではなくなかなか人物を選びにくいということでも、不足がちであるということがあると思います。

三宅委員長 : 今、教育監が言われたみたいに、学校教育に主眼をおいてというようなことを文章の中に入れる等をされた方が明確になると思いますね。

吉原教育長 : 今、外部指導者の話が出ましたけれど、文部科学省の審議会が外部指導者も職員として位置付けるという様な答申、方向性を出しましたので、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも外部の者ということで学校での立場があまりなかったが、その外部指導者も職員として位置付けられるということは、今後は中学校体育連盟等の対外試合に外部指導者が引率していくのは可能になる。そういうことを踏まえると、部活動は学校教育の一貫として実施すると中学校指導要領に書いてありますから、その観点で選考しなさいという様にすればよいと思います。

山崎委員 : ぜひ予算を増やしていただきたいですね。

三宅委員長 : 何か他にご意見等ございませんか。

委員全員 : (意見・質問等なし)

三宅委員長 : 議案第45号 柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針について、原案を一部修正して決定してよろしいですか。

委員全員 : (異議なし)

三宅委員長 : それでは議案第45号 柏原市立中学校の「これからの部活動」推進基本方針について、原案を一部修正して決定することといたします。続きまして、議案第46号 柏原市立幼稚園の運営方針に関する運用指針について、こども未来部より説明をお願いします。

小林次長 : こども未来部からご説明申し上げます。議案書の4ページをお開き願います。議案第46号 柏原市立幼稚園の運営方針に関する運用指針について、でございます。柏原市立幼稚園の運営方針は柏原市幼児教育審議会の審議、幼稚園の適正配置の答申に基づき平成21年7月に作成されていますが、今後、運営方針の運用を明確にするために判断基準や決定時期等必要な事項を定めることについて、教育委員会会議でご審議お願いするも

のでございます。運用指針の内容につきましては、次のページをご覧くださいと思います。運用指針の1で趣旨、2で運営方針の15名を判断する時点、3で休級及び休園の決定時期、4で在園児の卒園について、それぞれ定めています。なお、3の休級及び休園の決定時期において、休園につきましては今年度の願書配布時に運営方針についてという文章で通知しておりますが、休級につきましてはこの運用指針どおりとなれば、平成28年度の来年ですね、願書受付終了時点で15名未満の場合、平成29年度の5歳児クラス、年長児なのですけれども、年長児のみ幼稚園となることもあります。附則によりまして、この運用指針は平成28年4月1日から施行するものとし、市立堅上幼稚園は運用指針は適用しないものとするものでございます。説明は以上でございます。ご審議ご決定よろしくお願いたします。

三宅委員長： 柏原市立幼稚園の運営方針に基づいて実際にそれを運用する指針について、説明のあったとおりだと思いますけれども、今年度の堅下北幼稚園の件があり、明確に文章化して改めて運用指針を決めていく必要があるというところから出されてきたものだと思います。この件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いたします。

田中委員： 指針自体はこれでよいかと思えますけれども、附則の1の「この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。」となっています。それでは3の(2)の部分、翌年も続けて2に基づき、というのは、これから2年続けてということは、今年の方は入らないと読めてしまうのではないかなと思うのです。今年は15名に満たずに休級になり、これを平成28年度から施行するのであったら2年待たないといけないことにならないのかな。

三宅委員長： 施行の日付が平成28年4月1日ということであると、確かにそうですね。

田中委員： そうなってしまうから、運営方針と矛盾する。そこは経過措置かなにか必要ではないですか。

己波部長： この指針自体は4月1日からの施行ということで、附則のところで経過措置の欄をつけましょうか。

三宅委員長： 今までの様な形ではなくて、そこは何時からという形にした方が、明確にできると思います。

己波部長： 堅下北幼稚園だけを別立てで、堅下北幼稚園についてはこれを平成27年4月1日から適用する経過措置を、わかりました。

田中委員： そうしないと、これを基にして、また話が再燃します。

吉原教育長： 堅下北幼稚園といいますか、この3の(2)については、平成27年4月1日とした方がよいのではないですか。

田中委員： そうですね、具体名を出すのもおかしいですね。

己波部長： 名前を出さずに、3の(2)は、はい。

田中委員： それで経過措置ですね。

己波部長： わかりました。

三宅委員長： 他に何かございますか。

山崎委員： 9月の時から、運営方針を出していただいたり、その前の審議会の答申も出していたりして話し合いが行なわれたわけです。前回の時も話が出たのですけれど

も、もう1回再確認しますと今年の願書受付終了時点で来年も15名下回るといふ幼稚園があれば、その辺りはもう来年は休級ということですね。もう待たないということですね。それで、廃園はまた別の話なのでこれは置いておいて、もう次の年ももう1回続けて15名未満になれば、休園にしますよと。

己波部長：5年の平均就園率云々と、これは本体である運営方針に。

山崎委員：私、もう1回読み直したら廃園はだから3年ではなくて4年目以降になるのですね、3年目ではないですね。これは今さら言っても仕方がないことだけど、文言を読み取るとそうなりますね。但し、審議会の答申は、そんなに物事をはっきりさせなさいとは書いていないですね。読み取りはもっと緩やかにされています。2つの要件の2点ともある場合には改善の必要性を認めると、そういう文言があります。改善の必要性を認めると、そして、その運営方針が出てきて、そこでは比較的是っきりと1年目最初の年でもう休級ですよという様なことになっているから、しかし、答申とあの運営方針は誰が作ったのですか。

己波部長：教育委員会です。

山崎委員：教育委員会とは書いていないけれども、教育委員会が作ったのですね。

吉原教育長：運営方針のことですね。

山崎委員：そうです。書いてはいないけれども、教育委員会が作ったのですね。

尾野部長：教育委員会で承認を得て、それに基づいたものです。

山崎委員：答申は緩やかやのに、教育委員会が決めた運営方針は意外と厳しかったのです。だから運営方針を読めば、もうこれしか読み取りができないのですね。

己波部長：ただ、これは私の推測ですけれども、その答申を受けて、例えば堅下北幼稚園で預かり保育の拡充であるとか給食の開始であるとか、そういう対応はされてきたけれども、改善してこなかったもので、現在に至っているのかという様な思いもあります。ですから、やはり保護者の方はどうなったというのをきっちりと示してあげるといふのが1番だと思うのです。そのグレーゾーンというのは、今回我々も色々経験させていただいて保護者の方々にとって、1番良くないと思いましたので、この指針というのを作らせていただきました。

山崎委員：私は己波部長と全く反対のことを考えています。そういう様に誰でも読み取れると、別に教育委員会会議で話し合いをしなくても、これさえあれば15名未満になったら、もう休級ですよという様に読み取りなさいよという、明確にするというのはいふことだろうと思うのです。そんなことは審議会の答申でも言っていないし、少し先走ってしてきたのではないかという気がしてしまうのです。幼稚園の休級とか休園だとか廃園だとかは大変なことなので、そんな簡単に明確にしていっていいのだろうかという思いがあります。私はこの資料を見た時に、これで運営方針に今まであった「原則として」とか、「できる」といふものは消えてしまい、明確になってしまったと、己波部長は明確になったところと思っているでしょうね。そして、もう一つ最終決定は教育委員会会議で行なうということ、この前の時にも何回も己波部長も言われましたね。それも消えてしまったと思ってこれを見ていたのです。最終は教育委員会会議で決めるのですということ。

己波部長 : それは大前提ですので、これはあくまで、もともと作られた運営方針をどう読むかというのを書いた指針だけですので、この指針が全てを縛ってしまうわけではなくて、極論を言えば、この指針で該当はしていますけれども、教育委員会会議で審議した結果、もう1年待ちましょう、或いは更にもう1年待ちましょうということはありません。

田中委員 : 教育委員会会議の判断ですね。

山崎委員 : それは間違いないですね。

己波部長 : それは当然です。

山崎委員 : 当然なのですか、運用指針に書いていないけども当然なのですね。

己波部長 : これはもともと決められている運営方針というものをもう少しわかりやすく書いただけの話であってそもそも休園・廃園の決定は教育委員会の事項であるということは大前提です。

吉原教育長 : 山崎先生が言われた様に、今でもグレーゾーンのままです。ただグレーゾーンですけど、どの時点で判断するというのがわからなかったら、その都度決めるのかと言えば、そうではないということで今回の提案です。

山崎委員 : それは2番の話ですね。

吉原教育長 : 2番もそうですし、4の単学年についても、卒園までいきますということも、こうして明文化して、但し保護者の意向を踏まえるだから保護者がこちらの幼稚園に行きたい、いや絶対単学年でも最後の1年はこの幼稚園で卒園させてもらわないと困るということにならない様に考え方だけをルール決めして、この上にある運営方針自体は変えていませんのでね、その何らかの努力をして、もう少し様子を見てみるというのは今でも変わらない。他の幼稚園についても、ここの幼稚園はこれが不足しているから2年かけて、このことに力を入れますと言われて努力をされるのでしたら、我々としては静観できます。

山崎委員 : 願書受付時点というのは、これで明確になったと思いますし、在園児の卒園についても、これでもう明確になったと思いますけれども、真ん中の3番のところはここがとても大事なところであって、この部分については今までの運営方針があれば、わかっていることでもあり、もういいのではないかなと、いらぬというか、どう言えばいいのだろうか、最終の決定は教育委員会会議でという一文。

己波部長 : 運営方針では休級ということが出てこないのです。そこが1番のネックです。

三宅委員長 : 先程も言われたように、幼児教育審議会の答申の中には、15名という人数は明確にあるのですね、もちろんそれを下回るような状態で、少人数での教育は好ましくないと表現していて、その上で運営方針の中に入れてきているのですけども、ここにある様に具体的にいつの時期という表現ではなくて、2年続けて云々という場合は休園にする。休園にするということは、この文章で休級にするということの一つ後のことなのですね。そのために今まで教育委員会会議で4年間をかけて堅下北幼稚園について、11名であったり、15名を下回る人数でも継続して審議を続けてきた。もちろん、その間には色々な努力を幼稚園の方でもしてもらいました。その上で今回こういう状況になったわけです。そこを実際に運営する指針としてこういう決め事をしておいて、なおかつ最終的には委員会会議の中で審議した上で、実際に休園にするのか、或いは休級にするのか、休級はここ

で書かれている以上、これで進んでいくことになってくるとは思いますけれども、逐次報告していただき、教育委員会会議で決定していければ、それでいいのではないかという様に思います。

山崎委員：わかりました。私はここに教育委員会会議で最終決定を行うという一文が必要かと思ったんですけども、なくてもいいのですね。

己波部長：なくてもいいです。これはもう言いましたら最先端の末端の部分の事を決めているだけですので、そもそもが、その幼稚園の存続等については教育委員会会議の決定事項であると、これは大前提ですから、わざわざ逆に指針に書くとおかしいと思います。

山崎委員：わかりました。了解しました。

三宅委員長：他に何かご意見、ご質問はございますか。

委員全員：（意見・質問等なし）

三宅委員長：それでは議案第46号 柏原市立幼稚園の運営方針に関する運用指針についても、一部修正するという事で決定させていただいてよろしいですか。

委員全員：（異議なし）

三宅委員長：それでは議案第46号 柏原市立幼稚園の運営方針に関する運用指針について、原案を一部修正した上で決定することといたします。本日の議事案件は以上ですが、続きまして報告事項についてございましたら、お願いいたします。

一松課長：【片山庭球場：時間延長結果報告と再延長】についての報告

三宅委員長：今、報告いただいた内容でよろしくお願ひします。他に報告事項はありますか。

各課：（報告事項なし）

三宅委員長：他に報告事項がなければ、閉会といたします。次回の平成28年第1回定例教育委員会会議につきましては、平成28年1月20日（水）、午後3時00分からの予定といたします。会議終了にあたりまして、山崎 職務代理よりご挨拶をお願いします。

山崎委員：以上をもちまして、平成27年第12回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年12月22日

柏原市教育委員